

2019年度 事業計画案

(2019年4月1日から2020年3月31日)

1. 2019年度の事業計画概要

2019年度は、中国経済の減速、欧州政局不安など、不透明感がある中、世界経済の緩やかな減速を背景に、輸出は伸び悩みが続き、輸出企業を中心に設備投資の増勢も鈍化傾向にあります。また、米中貿易摩擦の激化などの影響も受け、2012年12月に始まった景気拡大が途切れ、景気後退の方向に向かうのではないかと懸念もでてきています。

しかし、個人消費は所得の増加に見合った伸びに回復する見込みとされ、更に、企業の設備不足感は依然として強い状況にあり、人手不足を背景に省力化・合理化投資も底堅く推移するとの見方もされています。

また、使い捨てプラスチックが世の中で問題視されるようになり、環境省では基本原則、重点戦略及びマイルストーンを示して、業界や行政に働きかけています。

更に、「プラスチック・スマート」の活動を通して、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことを目的として進めています。

こういった中、当業界としてもどのような対応が可能か検討していく必要に迫られています。

また、プラスチック容器包装のポジティブリスト制度(PL制度)の施行を来年に控えて、施行後の対応も準備していかなければなりません。

その他、技術委員会を通して最新の技術情報を提供して参ります。

更には、キャップ春秋の発行、ホームページを活用した情報の提供及び大崎フォレストビルディングのプラスチックキャップ回収窓口などの活動を行って参ります。

2. 個別事業活動について

2-1. ポジティブリスト(PL)制度化について

厚生労働省の対応に注視して、情報の伝達及び対応の検討を行って参ります。

① 厚労省での今後のスケジュールについて

事業者及び団体を通じて物質を把握し、ポジティブリスト(告示)案の作成作業を行い、

2019年5～6月 告示(PL)案を器具・容器包装部会、食品衛生分科会で審議

2019年夏 告示(PL)案のパブリックコメント、WTO 通報

この段階で事業者に記載内容の確認をして頂くことになっています。

2019年8月頃

必要に応じて PL(告示)案 器具・容器包装部会、食品衛生分科会で再度審議

2019年12月 PL(告示)公示

2020年6月(公布から2年以内) PL制度開始(改正法施行)

② リスク管理方法(ポジティブリストの規定方法)

ポジティブリストは、下記の規定方法が決定されたため、今後、下記で規定されたポジティブリストに従って、管理していくことになります。

新たな管理方法ですから、厚生労働省と確認しながら①のスケジュールに従って、対応して参ります。

【ポジティブリストの規定方法】

ポジティブリストは、基ポリマーと添加剤の2種類があり、更に微量モノマーのリストがあります。

基ポリマーを使用実態(消費係数)やその特性(物理化学的性質)を踏まえて、樹脂を複数の区分(7区分)に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定めて管理する。

ア. 基ポリマー構成成分の微量モノマーの取扱いについて

食品衛生法の基ポリマー98%ルールを適用する。

ポリマー構成成分の微量モノマーは企業の営業秘密情報に直結しており、食品衛生法のポジティブリスト制度においても公衆衛生上の安全を担保した上で配慮が必要であることから、基ポリマーの構成成分の98 wt%超を、リストに記載されているポリマーで構成されることを規定し、残りのポリマー構成成分(微量モノマー)として使用可能な物質は、樹脂ごとのポリマーのリストとは別に「微量モノマーリスト」に明示して管理する。

例えば、ポリマーABCの内、ポリマーABが98 wt%を超える場合、ポリマーABCをポリマーABとして扱うことができる。(ポリマーABCはPLIに記載しなくてもかまわない)

イ. 合成樹脂の混合について

- ・ ポジティブリストに適合している樹脂を複数混合した場合、混合前の各樹脂の制限(使用可能食品、使用可能最高温度等)は混合樹脂にも引き継がれ、混合前の各樹脂の厳しい条件を適用することが原則。
- ・ 一方、制限が緩いポリマーに制限が厳しいポリマーを少量混合した樹脂において、緩い制限の条件で使用可能な場合がある。

ウ. 触媒、重合助剤等について

触媒、重合助剤については、モノマーの重合反応に用いられるが基ポリマーの主体を成さず、最終製品中に残存することを意図するものではないため、ポジティブリストによる管理ではなく、これまでのリスク管理方法により管理する。

エ. 着色料について

着色料は、現行の告示における管理及び国際整合性を踏まえ、現行の告示において規定される着色料に関する管理方法と同等の考え方を維持し、「食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第1に掲げる着色料及び②溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないよう加工されている場合における着色料」として、包括的に規定する。

※現状でも告示370号の規制の枠がある。

「告示370号の一般規格の中で、溶出するものにつきましては食品添加物でなければならない、要するに指定添加物でなければならないという規則がある。」

2-2. プラスチック資源循環戦略について

プラスチックの資源循環戦略小委員会(2018年7月13日～2019年2月22日までに5回実施)で、この戦略案がまとめられました。

この委員会においてまとめられた「プラスチック資源循環戦略案」が、平成31年3月26日、中央環境審議会に答申されています。(添付資料2-(4))

この「プラスチック資源循環戦略案」をもとに本年6月に大阪で開催されるG20において、海洋ごみ対策を含むプラスチック資源循環戦略が安倍総理大臣より発表される予定です。

戦略案の中で、世界トップレベルの野心的な基本原則、重点戦略及びマイルストーンを示して、目指すべき方向性として設定しています。

この答申を受け、当業界としても海洋ごみ対策、リデュース、リユースとリサイクルに対する可能な活動を実施する必要があります。

今後、技術委員会で検討を行い、業界としての目標をまとめて活動して参りたいと思います。

2-3. 見学会の開催

本年度の見学会は、10月18日(金)に北海道ワインへ見学を予定しています。

2-4. キャップ春秋の発行

2019年度における技術委員会での検討内容、見学会の内容、その他当協会の活動内容などを掲載します。

2-5. ホームページ(HP)を活用して情報の発信

会員情報の変更から2019年度活動方針、キャップ春秋の掲載などを行います。

また、その他各種情報の掲載や当業界の価値のアピールなどを行います。

2-6. 大崎フォレストビルディングのプラスチックキャップ回収窓口

本年度は、大崎フォレストビルディングでの回収窓口を継続します。